

成田市地域防災計画新旧対照表【共通編】

現行	改正案
<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <p> (略)</p> <p> (8) 東京ガス(株)</p> <p> (略)</p> <p> (1 1) KDDI(株)、ソフトバンク(株)</p> <p> (略)</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p> (1) <u>(一社)</u>千葉県LPガス協会</p> <p> (略)</p> <p>第4節 成田市の地勢概要</p> <p>1 自然環境</p> <p> (略)</p> <p> (4) 市内を流れる主な河川</p> <p> (略)</p> <p> 出典：<u>令和元年版成田市統計書(令和元年12月)</u>、成田土木事務所、成田市HP</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <p> (略)</p> <p> (8) 東京ガス(株)、<u>東京ガスネットワーク(株)</u></p> <p> (略)</p> <p> (1 1) KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u></p> <p> (略)</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p> (1) <u>(公社)</u>千葉県LPガス協会</p> <p> (略)</p> <p>第4節 成田市の地勢概要</p> <p>1 自然環境</p> <p> (略)</p> <p> (4) 市内を流れる主な河川</p> <p> (略)</p> <p> 出典：<u>令和4年版成田市統計書(令和5年1月)</u>、成田土木事務所、成田市HP</p>

現行							改正案						
(5) 主な池沼 (略) 出典： 令和元年版成田市統計書（令和元年12月） 、成田土木事務所、成田市 HP							(5) 主な池沼 (略) 出典： 令和4年版成田市統計書（令和5年1月） 、成田土木事務所、成田市 HP						
(6) 気象 (略) ■過去10年間の気温・湿度・降水量・風速（統計期間： 2009～2018年 ）							(6) 気象 (略) ■過去10年間の気温・湿度・降水量・風速（統計期間： 2012～2021年 ）						
区分年	気温(℃)			平均湿度(%)	年間降水量(mm)	最大風速(m/s)	区分年	気温(℃)			平均湿度(%)	年間降水量(mm)	最大風速(m/s)
	平均	最高	最低					平均	最高	最低			
平成 21	15.5	33.2	-2.6	72.1	1,535	31.5	平成 24	14.7	35.1	-5.8	74.7	1,526	26.1
22	15.6	36.3	-5.1	78.2	1,733	26.3	25	14.8	36.9	-8.9	72	1,560	23.7
23	15.3	36.2	-5.6	74.8	1,338	25.4	26	14.6	35.5	-8.1	73	1,448	17.5
24	14.7	35.1	-5.8	74.7	1,526	26.1	27	15.2	36.8	-7.2	75	1,327	17.0
25	14.8	36.9	-8.9	72	1,529.5	23.7	28	15.3	36.0	-6.5	76	1,596.0	27.8
26	14.6	35.5	-8.1	73	1,447.5	17.5	29	14.7	35.1	-7.4	74	1,405.5	21.6
27	15.2	36.8	-7.2	75	1,327.0	17.0	30	15.7	36.7	-7.7	76	1,295.0	19.2
28	15.3	36.0	-6.5	76	1,596.0	27.8	令和元	15.4	35.4	-6.9	76	1,713.5	29.6
29	14.7	35.1	-7.4	74	1,405.5	21.6	2	15.5	35.8	-6.9	79	1,402.5	18.7
30	15.7	36.7	-7.7	76	1,295.0	19.2	3	15.5	34.1	-7.8	76	1,829.5	18.7

現行	改正案
<p data-bbox="450 288 1077 320">出典：<u>令和元年版成田市統計書（令和元年12月）</u></p> <p data-bbox="241 432 412 464">2 社会環境</p> <p data-bbox="253 480 383 512">(1) 人口</p> <p data-bbox="293 528 465 560">ア 市の人口</p> <p data-bbox="293 576 1084 943">市の人口は、昭和45年では、48,983人、10,729世帯であり、1世帯当りの人口は4.6人であった。平成12年においては、94,163人、37,031世帯で、1世帯平均は2.5人となっている。これらを比較すると、おおむね人口は倍増し、一方1世帯当りの人口は半減している。その後、平成18年3月27日1市2町による合併などにより、人口120,534人、世帯数9,134世帯まで増加し、<u>平成31年3月31日現在、人口132,883人、世帯数62,582世帯となっている。</u></p> <p data-bbox="293 1007 495 1038">イ 地区別人口</p> <p data-bbox="293 1054 1084 1230">市の地区別人口を次に示す。市の人口を地区別でみると、公津地区が最も人口が多く、市人口の<u>24.3%</u>を占め、次いでニュータウン地区、成田地区、遠山地区、大栄地区、下総地区の順になっている。</p> <p data-bbox="293 1246 1084 1326">また、地区別人口を年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合は、全市<u>22.5%</u>に対し豊住地区、中郷地区、八生地区、下</p>	<p data-bbox="1323 288 1951 320">出典：<u>令和4年版成田市統計書（令和5年1月）</u></p> <p data-bbox="1115 432 1285 464">2 社会環境</p> <p data-bbox="1126 480 1256 512">(1) 人口</p> <p data-bbox="1167 528 1339 560">ア 市の人口</p> <p data-bbox="1167 576 1957 943">市の人口は、昭和45年では、48,983人、10,729世帯であり、1世帯当りの人口は4.6人であった。平成12年においては、94,163人、37,031世帯で、1世帯平均は2.5人となっている。これらを比較すると、おおむね人口は倍増し、一方1世帯当りの人口は半減している。その後、平成18年3月27日1市2町による合併などにより、人口120,534人、世帯数9,134世帯まで増加し、<u>令和4年3月31日現在、人口130,202人、世帯数62,792世帯となっている。</u></p> <p data-bbox="1167 1007 1368 1038">イ 地区別人口</p> <p data-bbox="1167 1054 1957 1230">市の地区別人口を次に示す。市の人口を地区別でみると、公津地区が最も人口が多く、市人口の<u>24.8%</u>を占め、次いでニュータウン地区、成田地区、遠山地区、大栄地区、下総地区の順になっている。</p> <p data-bbox="1167 1246 1957 1326">また、地区別人口を年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合は、全市<u>24.3%</u>に対し豊住地区、中郷地区、八生地区、下</p>

現行								改正案							
総地区、大栄地区ではそれぞれ <u>40.7%、39.0%、37.2%、36.7%、31.9%</u> であり、30%を上回る高齢化率となっている。 ■地区別人口								総地区、大栄地区ではそれぞれ <u>45.3%、43.5%、37.2%、39.5%、35.3%</u> であり、30%を上回る高齢化率となっている。 ■地区別人口							
地区	15歳未満(人)	15～64歳(人)	65歳以上(人)	合計(人)	世帯数	地区別人口比率(%)	高齢化率(%)	地区	15歳未満(人)	15～64歳(人)	65歳以上(人)	合計(人)	世帯数	地区別人口比率(%)	高齢化率(%)
成田地区	2,405	14,13	4,114	20,6	11,0	15.5	19.9	成田地区	2,257	13,72	4,268	20,2	11,0	15.6	21.1
公津地区	5,550	21,80	4,930	32,2	14,5	24.3	15.3	公津地区	5,065	21,94	5,299	32,3	14,8	24.8	16.4
八生地区	305	1,741	1,214	3,26	1,40	2.5	37.2	八生地区	344	1,702	1,210	3,25	1,43	2.5	37.2
中郷地区	111	654	489	1,25	489	0.9	39.0	中郷地区	81	549	486	1,11	476	0.9	43.5
久住地区	1,069	2,849	1,046	4,96	1,88	3.7	21.1	久住地区	1,079	2,883	1,057	5,01	1,93	3.9	21.1
豊住地区	103	935	713	1,75	733	1.3	40.7	豊住地区	96	800	743	1,63	726	1.3	45.3
遠山地区	2,513	13,35	3,283	19,1	10,0	14.4	17.1	遠山地区	2,484	13,38	3,562	19,4	10,3	14.9	18.3
ニュータウン地区	4,159	19,56	8,132	31,8	14,9	24.0	25.5	ニュータウン地区	3,555	18,17	8,822	30,5	14,5	23.5	28.9
下総地区	586	3,642	2,451	6,67	2,84	5.0	36.7	下総地区	533	3,291	2,500	6,32	2,82	4.9	39.5
大栄地区	993	6,514	3,523	11,0	4,64	8.3	31.9	大栄地区	852	5,818	3,633	10,3	4,57	7.9	35.3
出典： <u>令和元年版成田市統計書（令和元年12月）</u>								出典： <u>令和4年版成田市統計書（令和5年1月）</u>							
ウ 外国人登録者数 市の外国人住民登録者数は、 <u>平成31年3月31日</u> 現在では <u>5,637人</u> であり、国籍別にみると、フィリピンが最も多く市全								ウ 外国人登録者数 市の外国人住民登録者数は、 <u>令和4年3月31日</u> 現在では <u>5,729人</u> であり、国籍別にみると、フィリピンが最も多く市全							

現行		改正案																																																													
<p>体の <u>15.8%</u> を占め、<u>次いで中国、ベトナム、ネパール</u> の順になっている。</p> <p>エ 昼間人口</p> <p><u>平成 27 年</u> 国勢調査による昼間人口は、162,211 人となっており、昼間人口が非常に多いのが特徴である。</p> <p>市外への流出人口は、県外である東京都心部への流出が最も多く流出人口の <u>15.7%</u> を占め、次いで千葉市、富里市の順になっている。</p>		<p>体の <u>15.3%</u> を占め、<u>次いでネパール、ベトナム、中国</u> の順になっている。</p> <p>エ 昼間人口</p> <p><u>令和 2 年</u> 国勢調査による昼間人口は、161,969 人となっており、昼間人口が非常に多いのが特徴である。</p> <p>市外への流出人口は、県外である東京都心部への流出が最も多く流出人口の <u>14.3%</u> を占め、次いで千葉市、富里市の順になっている。</p>																																																													
<p>(2) 土地利用</p> <p>(略)</p> <p>■土地利用の割合</p>		<p>(2) 土地利用</p> <p>(略)</p> <p>■土地利用の割合</p>																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>池沼</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (km²)</td> <td>213.84</td> <td><u>43.62</u></td> <td><u>33.36</u></td> <td><u>26.94</u></td> <td><u>39.56</u></td> <td><u>5.13</u></td> <td><u>44.48</u></td> <td><u>0.43</u></td> <td><u>20.31</u></td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>100</td> <td><u>20.4</u></td> <td><u>15.6</u></td> <td><u>12.6</u></td> <td><u>18.5</u></td> <td><u>2.4</u></td> <td><u>20.8</u></td> <td>0.2</td> <td><u>9.5</u></td> </tr> </tbody> </table>		総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他	面積 (km ²)	213.84	<u>43.62</u>	<u>33.36</u>	<u>26.94</u>	<u>39.56</u>	<u>5.13</u>	<u>44.48</u>	<u>0.43</u>	<u>20.31</u>	割合 (%)	100	<u>20.4</u>	<u>15.6</u>	<u>12.6</u>	<u>18.5</u>	<u>2.4</u>	<u>20.8</u>	0.2	<u>9.5</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林</th> <th>原野</th> <th>雑種地</th> <th>池沼</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (km²)</td> <td>213.84</td> <td><u>43.5</u></td> <td><u>32.59</u></td> <td><u>27.49</u></td> <td><u>38.96</u></td> <td><u>4.96</u></td> <td><u>45.99</u></td> <td><u>0.4</u></td> <td><u>19.95</u></td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>100</td> <td><u>20.3</u></td> <td><u>15.2</u></td> <td><u>12.9</u></td> <td><u>18.2</u></td> <td><u>2.4</u></td> <td><u>21.5</u></td> <td>0.2</td> <td><u>9.3</u></td> </tr> </tbody> </table>		総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他	面積 (km ²)	213.84	<u>43.5</u>	<u>32.59</u>	<u>27.49</u>	<u>38.96</u>	<u>4.96</u>	<u>45.99</u>	<u>0.4</u>	<u>19.95</u>	割合 (%)	100	<u>20.3</u>	<u>15.2</u>	<u>12.9</u>	<u>18.2</u>	<u>2.4</u>	<u>21.5</u>	0.2	<u>9.3</u>
	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他																																																						
面積 (km ²)	213.84	<u>43.62</u>	<u>33.36</u>	<u>26.94</u>	<u>39.56</u>	<u>5.13</u>	<u>44.48</u>	<u>0.43</u>	<u>20.31</u>																																																						
割合 (%)	100	<u>20.4</u>	<u>15.6</u>	<u>12.6</u>	<u>18.5</u>	<u>2.4</u>	<u>20.8</u>	0.2	<u>9.5</u>																																																						
	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他																																																						
面積 (km ²)	213.84	<u>43.5</u>	<u>32.59</u>	<u>27.49</u>	<u>38.96</u>	<u>4.96</u>	<u>45.99</u>	<u>0.4</u>	<u>19.95</u>																																																						
割合 (%)	100	<u>20.3</u>	<u>15.2</u>	<u>12.9</u>	<u>18.2</u>	<u>2.4</u>	<u>21.5</u>	0.2	<u>9.3</u>																																																						
<p>出典：<u>令和元年版成田市統計書（令和元年 12 月）</u></p>		<p>出典：<u>令和 4 年版成田市統計書（令和 5 年 1 月）</u></p>																																																													
<p>(3) 建物</p>		<p>(3) 建物</p>																																																													

現行							改正案																																														
<p><u>平成31年1月</u>現在、市には建物が <u>56,452棟</u> 存在し、構造別の建物棟数及び割合は、以下のようにになっている。木造建物が全体の約78%を占めている一方、火災に対して耐性を持つ鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物が <u>5,330棟</u> で全体の9.5%程度となっている。</p> <p>■構造別の建物棟数及び割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>木造</th> <th>鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄骨造</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棟数(棟)</td> <td><u>56,452</u></td> <td><u>43,885</u></td> <td><u>1,738</u></td> <td><u>3,592</u></td> <td><u>7,237</u></td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td><u>100.0</u></td> <td><u>77.7</u></td> <td><u>3.1</u></td> <td><u>6.4</u></td> <td><u>12.8</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：<u>令和元年版成田市統計書（令和元年12月）</u></p>								総数	木造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	棟数(棟)	<u>56,452</u>	<u>43,885</u>	<u>1,738</u>	<u>3,592</u>	<u>7,237</u>	割合(%)	<u>100.0</u>	<u>77.7</u>	<u>3.1</u>	<u>6.4</u>	<u>12.8</u>	<p><u>令和4年1月現在</u>、市には建物が <u>56,777棟</u> 存在し、構造別の建物棟数及び割合は、以下のようにになっている。木造建物が全体の約78%を占めている一方、火災に対して耐性を持つ鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物が <u>5,376棟</u> で全体の9.5%程度となっている。</p> <p>■構造別の建物棟数及び割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>木造</th> <th>鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄骨造</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棟数(棟)</td> <td><u>56,777</u></td> <td><u>44,043</u></td> <td><u>1,756</u></td> <td><u>3,620</u></td> <td><u>7,358</u></td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td><u>100.0</u></td> <td><u>77.6</u></td> <td><u>3.1</u></td> <td><u>6.4</u></td> <td><u>12.9</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：<u>令和4年版成田市統計書（令和5年1月）</u></p>								総数	木造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	棟数(棟)	<u>56,777</u>	<u>44,043</u>	<u>1,756</u>	<u>3,620</u>	<u>7,358</u>	割合(%)	<u>100.0</u>	<u>77.6</u>	<u>3.1</u>	<u>6.4</u>	<u>12.9</u>				
	総数	木造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他																																																
棟数(棟)	<u>56,452</u>	<u>43,885</u>	<u>1,738</u>	<u>3,592</u>	<u>7,237</u>																																																
割合(%)	<u>100.0</u>	<u>77.7</u>	<u>3.1</u>	<u>6.4</u>	<u>12.8</u>																																																
	総数	木造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他																																																
棟数(棟)	<u>56,777</u>	<u>44,043</u>	<u>1,756</u>	<u>3,620</u>	<u>7,358</u>																																																
割合(%)	<u>100.0</u>	<u>77.6</u>	<u>3.1</u>	<u>6.4</u>	<u>12.9</u>																																																
<p>3 災害履歴 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">西暦年月日 (日本歴)</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">県内最大深度</th> <th rowspan="2">地変</th> <th rowspan="2">津波</th> <th rowspan="2">人命・家屋等の被害</th> </tr> <tr> <th>東緯北緯</th> <th>震央地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>2011.3.11 (平成23年)</td> <td>142.9 38.0</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>6弱</td> <td>東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等にお</td> <td>銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観</td> <td><u>平成30年7月1日</u>現在、死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、</td> </tr> </tbody> </table>							番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大深度	地変	津波	人命・家屋等の被害	東緯北緯	震央地名	18	2011.3.11 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等にお	銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観	<u>平成30年7月1日</u> 現在、死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、	<p>3 災害履歴 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">西暦年月日 (日本歴)</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">県内最大深度</th> <th rowspan="2">地変</th> <th rowspan="2">津波</th> <th rowspan="2">人命・家屋等の被害</th> </tr> <tr> <th>東緯北緯</th> <th>震央地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>2011.3.11 (平成23年)</td> <td>142.9 38.0</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>6弱</td> <td>東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等にお</td> <td>銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観</td> <td><u>令和5年8月3日</u>現在、死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、行方</td> </tr> </tbody> </table>							番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大深度	地変	津波	人命・家屋等の被害	東緯北緯	震央地名	18	2011.3.11 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等にお	銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観	<u>令和5年8月3日</u> 現在、死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、行方
番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大深度	地変			津波	人命・家屋等の被害																																											
		東緯北緯	震央地名																																																		
18	2011.3.11 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等にお	銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観	<u>平成30年7月1日</u> 現在、死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、																																													
番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大深度	地変	津波	人命・家屋等の被害																																													
		東緯北緯	震央地名																																																		
18	2011.3.11 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等にお	銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観	<u>令和5年8月3日</u> 現在、死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、行方																																													

現行										改正案																				
(略)										<table border="1"> <tr> <td>22</td> <td>2023.5 .11 (令和 5年)</td> <td>140.2 35.2</td> <td>千葉県 南部</td> <td>5.2</td> <td>5強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県内で軽症者6名 (千葉市、松戸市、 茂原市、鎌ヶ谷市、 君津市) 住家被害一部損壊 16棟</td> </tr> </table>										22	2023.5 .11 (令和 5年)	140.2 35.2	千葉県 南部	5.2	5強					県内で軽症者6名 (千葉市、松戸市、 茂原市、鎌ヶ谷市、 君津市) 住家被害一部損壊 16棟
22	2023.5 .11 (令和 5年)	140.2 35.2	千葉県 南部	5.2	5強					県内で軽症者6名 (千葉市、松戸市、 茂原市、鎌ヶ谷市、 君津市) 住家被害一部損壊 16棟																				
(略)										(略)																				
■主な風水害										■主な風水害																				
区分 年月日	原因	被害 総額 (千 円)	被害状況							その 他 (箇 所)	区分 年月日	原因	被害 総額 (千 円)	被害状況							その 他 (箇 所)									
			家屋(戸)		農業 (ha)		水 稲 冠 水	そ の 他	全 壊					半 壊	家屋(戸)		農業 (ha)		水 稲 冠 水	そ の 他										
			全 壊	半 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水									全 壊	半 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水												
(略)																														
令和元年10月 25日	10月25日 大雨	5,690, 000	3 4	1,890	173	542			457	30	令和元年10月 25日	10月25日 大雨	5,690, 000	3 4	1,889	173	542		457	30										
第5節										第5節																				
2 風水害										2 風水害																				
(略)										(略)																				
(2) 被害の特徴										(2) 被害の特徴																				
(略)										(略)																				
イ 土砂災害										イ 土砂災害																				
(略)										(略)																				
■土砂災害に関する被害の特徴										■土砂災害に関する被害の特徴																				

現行					改正案				
被害項目	特 徴				被害項目	特 徴			
土砂災害の危険性	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市全体で 341 か所あり、このうち、大栄地区が 127 か所と圧倒的に多く、次いで八生地区の 60 か所、中郷地区 41 か所となっている（令和2年9月29日現在）。 大栄地区では、所、村田、津富浦、松子、一坪田、伊能等に警戒区域の指定が多く、急傾斜地の崩壊に対する注意が特に必要である。 				土砂災害の危険性	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市全体で 396 か所あり、このうち、大栄地区が 131 か所と圧倒的に多く、次いで八生地区の 67 か所、中郷地区 47 か所となっている（令和3年3月9日現在）。 大栄地区では、所、村田、津富浦、松子、一坪田、伊能等に警戒区域の指定が多く、急傾斜地の崩壊に対する注意が特に必要である。 			
第6節 減災目標 (略) ■市の減災目標					第6節 減災目標 (略) ■市の減災目標				
分野	指標	目標値	達成期限	備考	分野	指標	目標値	達成期限	備考
耐震	住宅耐震化率	95%	2021 (令和3)年度	市耐震改修促進計画	耐震	住宅耐震化率	95%	2025 (令和7)年度	市耐震改修促進計画
	特定建築物の耐震化率*	95%	2021 (令和3)年度	市耐震改修促進計画		地域防災力	自主防災組織の組織数	150 団体	2027 (令和9)年度
地域防災力	自主防災組織の組織数	150 団体	2027 (令和9)年度	増加数：15 団体／年	家具転倒防止対策実施率		70%	2026 (令和8)年度	県地震防災戦略
	避難所運営委員会の結成数	50 団体	2022 (令和4)年度	増加数：10 団体／年	住宅用火災警報器の普及率		100%	2026 (令和8)年度	県地震防災戦略

現行					改正案				
	家具転倒防止対策実施率	70%	2026（令和8）年度	県地震防災戦略		普通・上級救命講習受講者	4,100人	2027（令和9）年度	NARITA みらいプラン
	住宅用火災警報器の普及率	100%	2026（令和8）年度	県地震防災戦略		防災普及啓発の実施回数	年40回	毎年	
	普通・上級救命講習受講者	4,100人	2027（令和9）年度	NARITA みらいプラン	備蓄	食料・飲料水の備蓄率	100%	2027（令和9）年度	市備蓄計画
	防災普及啓発の実施回数	年40回	毎年						
備蓄	食料・飲料水の備蓄率	100%	2027（令和9）年度	市備蓄計画					
第2章 災害予防計画 第2節 地盤災害の予防 1 土砂災害の防止 (略) (4) 急傾斜地対策 (略) ウ 防止工事の実施 <u>県は</u> 、急傾斜地崩壊危険区域内の崖に対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止					第2章 災害予防計画 第2節 地盤災害の予防 1 土砂災害の防止 (略) (4) 急傾斜地対策 (略) ウ 防止工事の実施 <u>県及び市は</u> 、急傾斜地崩壊危険区域内の崖に対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩				

現行	改正案
<p data-bbox="293 288 1077 416">工事をを行うことが困難又は不相当と認められ、緊急度が高いものについて、区域の住民の協力を得て、法面防護工、排水工等の防止工事（急傾斜地崩壊対策事業）を実施する。</p> <p data-bbox="237 480 327 512">第3節</p> <p data-bbox="237 528 775 560">8 道路、電力施設、通信施設の水害対策</p> <p data-bbox="248 576 495 608">(1) 道路事故防止</p> <p data-bbox="304 624 371 655">(略)</p> <p data-bbox="293 671 719 703">ウ 異常気象時における交通規制</p> <p data-bbox="293 719 1077 991"><u>異常気象時において、道路事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく通行止めの措置をとる。</u></p> <p data-bbox="237 1054 495 1086">第4節 風害の予防</p> <p data-bbox="237 1102 719 1134">1 台風・竜巻等に関する知識の普及</p> <p data-bbox="248 1150 517 1182">(1) 気象情報の確認</p> <p data-bbox="327 1198 394 1230">(略)</p> <p data-bbox="293 1246 1077 1326">なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻</p>	<p data-bbox="1160 288 1944 416">壊防止工事をを行うことが困難又は不相当と認められ、緊急度が高いものについて、区域の住民の協力を得て、法面防護工、排水工等の防止工事（急傾斜地崩壊対策事業）を実施する。</p> <p data-bbox="1104 480 1193 512">第3節</p> <p data-bbox="1104 528 1641 560">8 道路、電力施設、通信施設の水害対策</p> <p data-bbox="1115 576 1361 608">(1) 道路事故防止</p> <p data-bbox="1171 624 1238 655">(略)</p> <p data-bbox="1160 671 1585 703">ウ 異常気象時における交通規制</p> <p data-bbox="1171 719 1272 751"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1104 1054 1361 1086">第4節 風害の予防</p> <p data-bbox="1104 1102 1585 1134">1 台風・竜巻等に関する知識の普及</p> <p data-bbox="1115 1150 1384 1182">(1) 気象情報の確認</p> <p data-bbox="1193 1198 1261 1230">(略)</p> <p data-bbox="1160 1246 1944 1326">なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻</p>

現行	改正案
<p>等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「<u>竜巻注意情報</u>」があり、<u>各地の気象台から発表される</u>。各気象情報の内容は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 都市防災</p> <p>3 建築物不燃化の促進</p> <p>(略)</p> <p>(5) 延焼遮断帯の整備</p> <p>火災が発生した場合、延焼を防ぐために街路樹、<u>公園・学校</u>などに樹木等を植樹し、延焼遮断帯の整備に努める。</p> <p>8 ライフライン施設等の耐震化</p> <p>(略)</p> <p>(3) ガス施設</p> <p>(略)</p> <p>東京ガス(株)は、供給施設、通信施設、その他安全設備の予防対策を推進する。</p> <p>(4) 通信施設</p> <p>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、</p>	<p>等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「<u>竜巻注意情報</u>」があり、「<u>予告的な気象情報</u>」と「<u>雷注意情報</u>」は<u>各地の気象台から</u>、「<u>竜巻注意情報</u>」は<u>気象庁から発表される</u>。各気象情報の内容は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 都市防災</p> <p>3 建築物不燃化の促進</p> <p>(略)</p> <p>(5) 延焼遮断帯の整備</p> <p>火災が発生した場合、延焼を防ぐために街路樹の<u>整備</u>、<u>公園</u>などに樹木等を植樹し、延焼遮断帯の整備に努める。</p> <p>8 ライフライン施設等の耐震化</p> <p>(略)</p> <p>(3) ガス施設</p> <p>(略)</p> <p>東京ガス(株)・<u>東京ガスネットワーク(株)</u>は、供給施設、通信施設、その他安全設備の予防対策を推進する。</p> <p>(4) 通信施設</p> <p>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽</u></p>

現行	改正案
<p>建物設備、局外設備、線路設備、局内設備の耐震性の強化を進めるとともに、<u>震度4以上</u>の地震が発生した場合、設備点検を実施する。</p> <p>(5) 危険物施設等 (略) オ 毒劇物取扱施設 現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（<u>法第16条の2</u>）が規定されている。 (略)</p> <p>第8節 避難体制の整備 1 避難所等の指定・整備 (1) 避難所等の種類 (略) 避難所の選定は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、<u>平成28年4月</u>）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、<u>平成29年7月</u>）等により行う。 (略) (5) 避難所の整備 避難所に指定した建物については、「災害時における避難所</p>	<p><u>天モバイル(株)</u>は、建物設備、局外設備、線路設備、局内設備の耐震性の強化を進めるとともに、地震が発生した場合、<u>必要に応じて</u>設備点検を実施する。</p> <p>(5) 危険物施設等 (略) オ 毒劇物取扱施設 現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（<u>法第17条</u>）が規定されている。 (略)</p> <p>第8節 避難体制の整備 1 避難所等の指定・整備 (1) 避難所等の種類 (略) 避難所の選定は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、<u>令和4年4月</u>）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、<u>令和4年3月</u>）等により行う。 (略) (5) 避難所の整備 避難所に指定した建物については、「災害時における避難所</p>

現行	改正案
<p>運営の手引き（千葉県、<u>平成 29 年 7 月</u>）」等により、以下のよ うな設備の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第 9 節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>1 施設・設備の整備</p> <p>（1）現況</p> <p>（略）</p> <p>イ 市の無線施設</p> <p>（略）</p> <p>④<u>消防無線</u></p> <p>災害時の情報の収集や指令等に使用するため、<u>消防救急無 線として基地局、陸上移動局を整備し、デジタル無線網を運 用している。</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>運営の手引き（千葉県、<u>令和 4 年 3 月</u>）」等により、以下のよ うな設備の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第 9 節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>1 施設・設備の整備</p> <p>（1）現況</p> <p>（略）</p> <p>イ 市の無線施設</p> <p>（略）</p> <p>④<u>消防デジタル無線</u></p> <p>災害時の情報の収集や指令等に使用するため、<u>消防救急デ ジタル無線として基地局、陸上移動局を整備し、デジタル無 線網を活用し指令センター（遠隔制御器を含む）へ状況報告 手段として使用している。</u></p> <p>⑤<u>署活系アナログ無線</u></p> <p><u>災害活動時において消防隊が使用し、情報伝達手段として 使用している。</u></p> <p>⑥<u>IP 無線</u></p> <p><u>災害活動時において消防隊が使用し、LTE 網を活用し情報</u></p>

現行	改正案
<p>2 情報連絡系統・担い手の確保 (略)</p> <p>(5) 情報配信システム等の導入 (略)</p> <p>ウ インターネットによる広報体制の整備 不特定多数の人が、災害情報や被災者への支援情報等を入手するために、既存の市ホームページ、<u>防災情報 Twitter</u>、Facebook、市緊急用ホームページ等を活用した情報伝達体制を整備する。</p> <p>第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 災害対策基本法第49条の10～17、<u>第50条第2項及び第56条各項並びに</u>内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、これらの情報の利用及び提供、情報の漏えい防止措置並びに避難支援等関係者の範囲など</p>	<p><u>伝達手段として使用している。</u></p> <p>2 情報連絡系統・担い手の確保 (略)</p> <p>(5) 情報配信システム等の導入 (略)</p> <p>ウ インターネットによる広報体制の整備 不特定多数の人が、災害情報や被災者への支援情報等を入手するために、既存の市ホームページ、<u>防災情報 X (旧 Twitter)</u>、Facebook、市緊急用ホームページ等を活用した情報伝達体制を整備する。</p> <p>第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 災害対策基本法第49条の10～17 <u>及び</u>内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、これらの情報の利用及び提供、情報の漏えい防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、次に定めるとおりとす</p>

現行	改正案																				
<p>については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、<u>名簿</u>の提供に当たっては、本人の同意を得る。</p> <p>ウ <u>名簿</u>及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者名簿の記載事項</p> <table border="1" data-bbox="241 858 1070 1106"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 氏名</td> <td><input type="checkbox"/> <u>避難支援</u>を必要とする事由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生年月日</td> <td><input type="checkbox"/> 名簿提供同意の有無</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 性別</td> <td><input type="checkbox"/> 区・自治会等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <u>住所</u></td> <td><input type="checkbox"/> 民生委員</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <u>電話番号(連絡先)</u></td> <td><input type="checkbox"/> 避難支援者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他必要があると認められる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>エ <u>名簿</u>及び個別避難計画の更新に関する事項</p> <p>(略)</p>	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> <u>避難支援</u> を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 名簿提供同意の有無	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 区・自治会等	<input type="checkbox"/> <u>住所</u>	<input type="checkbox"/> 民生委員	<input type="checkbox"/> <u>電話番号(連絡先)</u>	<input type="checkbox"/> 避難支援者	<input type="checkbox"/> その他必要があると認められる情報		<p>る。</p> <p>(略)</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、<u>避難行動要支援者名簿</u>の提供に当たっては、本人の同意を得る。</p> <p>ウ <u>避難行動要支援者名簿名簿</u>及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>(略)</p> <p>■避難行動要支援者名簿の記載事項</p> <table border="1" data-bbox="1108 858 1937 1050"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 氏名</td> <td><input type="checkbox"/> <u>電話番号その他の連絡先</u></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生年月日</td> <td><input type="checkbox"/> その他必要があると認められる情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 性別</td> <td><input type="checkbox"/> <u>避難支援等</u>を必要とする事由</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <u>住所又は居所</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>エ <u>避難行動要支援者名簿</u>及び個別避難計画の更新に関する事項</p> <p>(略)</p>	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> <u>電話番号その他の連絡先</u>	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> その他必要があると認められる情報	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> <u>避難支援等</u> を必要とする事由	<input type="checkbox"/> <u>住所又は居所</u>	
<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> <u>避難支援</u> を必要とする事由																				
<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 名簿提供同意の有無																				
<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 区・自治会等																				
<input type="checkbox"/> <u>住所</u>	<input type="checkbox"/> 民生委員																				
<input type="checkbox"/> <u>電話番号(連絡先)</u>	<input type="checkbox"/> 避難支援者																				
<input type="checkbox"/> その他必要があると認められる情報																					
<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> <u>電話番号その他の連絡先</u>																				
<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> その他必要があると認められる情報																				
<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> <u>避難支援等</u> を必要とする事由																				
<input type="checkbox"/> <u>住所又は居所</u>																					

現行	改正案
<p>オ 名簿情報等の提供における情報漏えい防止措置 (略) また、区・自治会、自主防災組織及び地域包括支援センターに名簿を提供する際は、覚書を取り交わす。 (略)</p>	<p>オ 名簿情報等の提供における情報漏えい防止措置 (略) また、区・自治会、自主防災組織及び地域包括支援センターに避難行動要支援者名簿を提供する際は、覚書を取り交わす。 (略)</p>
<p>カ 円滑な避難のための情報伝達の配慮 (略) なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、高齢者等避難の周知を図る。</p>	<p>カ 円滑な避難のための情報伝達の配慮 (略) なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者及び避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、高齢者等避難の周知を図る。</p>
<p>第11節 帰宅困難者対策 1 一斉帰宅の抑制 (略) (2) 安否確認手段の普及啓発 市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、防災情報 Twitter・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。</p>	<p>第11節 帰宅困難者対策 1 一斉帰宅の抑制 (略) (2) 安否確認手段の普及啓発 市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、防災情報 X (旧 Twitter)・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。</p>

現行	改正案
<p>第12節 大規模事故対策</p> <p>1 大規模火災対策計画 (略)</p> <p>(3) 防火対策の推進</p> <p>ア 火災予防査察 (略)</p> <p>■予防査察の主眼点</p> <div data-bbox="241 663 1070 908" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われていること。また、消火設備・警報設備・避難設備・<u>消防用水</u>・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されていること。 (略)</p> </div> <p>イ 多数の者を収容する建築物の防火（防災）対策 (略)</p> <p>■消防計画に基づく防火（防災）対策項目</p> <div data-bbox="241 1102 1070 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○ 従業員等に対する<u>防災教育</u>の実施</p> </div> <p>エ 文化財の防火対策 (略)</p>	<p>第12節 大規模事故対策</p> <p>1 大規模火災対策計画 (略)</p> <p>(3) 防火対策の推進</p> <p>ア 火災予防査察 (略)</p> <p>■予防査察の主眼点</p> <div data-bbox="1115 663 1944 908" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われていること。また、消火設備・警報設備・避難設備・<u>消防用水</u>・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されていること。 (略)</p> </div> <p>イ 多数の者を収容する建築物の防火（防災）対策 (略)</p> <p>■消防計画に基づく防火（防災）対策項目</p> <div data-bbox="1115 1102 1944 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○ 従業員等に対する<u>防火（防災）教育</u>の実施</p> </div> <p>エ 文化財の防火対策 (略)</p>

現行	改正案
<p>①消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p>	<p>①消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p>